

平成27年度事業計画書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

I. 運営方針

中長期経営計画に基づき、林業労働者の就労条件の改善やその育成・確保等を始めとする各種林業労働力対策を展開し、限られた財源の中で事業の効果的な実施と管理運営の一層の効率化に努める。

宮城県労働力確保支援センター事業として、担い手対策等の事業を実施し、林業事業体に対しきめ細かい指導相談を行うとともに、林業就業支援活動を促進する。

なお、林業就業支援講習及び「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に取り組む認定林業事業体及び研修生に対し指導・集合研修を行う。

また、林業経験2年以上の作業員に対し特別教育、技能講習等による各種資格を与えスキルアップを図る林業就業者定着向上支援事業並びに山仕事ガイダンス・林業就業講習を実施する。

II. 事業

1 庶務

1) 会議の開催

・監事会	6月		仙台市内	1回
・理事会	6月	2月	仙台市内	2回
・評議員会	6月		仙台市内	1回

2 公益財団事業

1) 公益事業 1

ア. 普及啓発事業

一般県民、森林所有者に対し、森林の働きや森林管理の重要性並びに公益財団の活動について啓発普及するためのパンフレット等を作成し、各種イベント等を通じて広く配付する。

宮城県及び関係団体と連携する各種講習会等への支援、及び写真展を開催するとともに、「みやぎ木づかい運動2015」に協力し、森林・林業の普及啓発に務める。また、国、県及び関連団体が行う植樹活動等を支援する。

2) 公益事業 2

ア. 森林整備担い手対策基金事業

就労条件改善対策事業として社会保険等の全面加入を促進し、林業従事者の雇用環境の改善を図るため、事業主の負担する社会保険・林業退職金共済制度（林退共）等の掛金の一部助成を行う。

なお、林退共の助成については、宮城県から交付される「森林整備担い手対策基金事業（みやぎ林業活性化基金助成）」を原資とした補助金及び公益財団の運

用益を充当する。

3 宮城県林業労働力確保支援センター事業

3) 公益事業 3

ア. 林業担い手育成確保対策事業（担い手確保・育成対策）及び森林整備担い手対策基金事業（労確センター支援）

① 林業労働力確保支援センター運営協議会により、林業労働力の育成確保の促進に関する協議を行う。

（仙台市/1回/委員12名）

② 全国林業労働力確保支援センター協議会等で中央における労働力の情報収集・交換、相談を行う。（東京都/1回）

③ 林業事業者の雇用管理の改善、事業の合理化を図り、経営基盤を強化するため、労働力確保改善計画の新規策定及び再認定申請に係る作成指導を行い、認定事業主の増加を図るとともに、実施状況の取りまとめ指導を行い、優遇措置の適用を促進する。

④ 事業者の林業労働者採用予定を調査し、「求人情報」として求職者へ提供するとともに、相談活動を行う。

⑤ 雇用改善情報誌を発行する。

⑥ 無料職業紹介事業

職業紹介責任者を配置し、求人者、求職者の相談及び職業紹介を行う。

イ. 林業雇用改善促進事業

林業就業支援地域アドバイザー1名並びに補助員1名を配置して、林業事業者の相談指導、雇用情報の収集提供、求人事業体及び求職者からの雇用や就業に関する相談業務を実施する他、宮城労働局で実施する林業雇用改善推進会議開催に協力する。

4) 公益事業 4

ア. 林業就業支援事業

全国森林組合連合会の委託を受け、新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、森林・林業の基礎知識や労務活動（伐倒・下刈・測量等）の体験講習の研修を行う林業就業支援講習を実施し、林業労働への理解を深め、就業意識の確立を図るとともに林業への就業支援活動を行う。

イ. 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

全国森林組合連合会の委託を受け、事業を実施する認定林業事業者を対象に事業計画・事業実績の取りまとめ及び指導及び監督検査を実施するとともに就業者

(研修生)に対し集合研修等を実施する。

ウ. 林業就業者定着向上支援事業

認定林業事業体に就業している林業就業経験2年以上で現に林業に就業している者を対象に、素材生産作業に必要となる安全講習、技能講習等を実施し、林業作業士(フォレストワーカー)として林野庁の研修修了者名簿への登録を行う。

エ. 山仕事ガイダンス・林業就業講習

林業に関心を持つ方に対し、林業基礎講座、作業実演、先輩経験談等の講習会を実施する。